国民健康保険から…

国民健康保険一部負担金の減免について

国民健康保険では、災害などの特別な理由で、一時的に一部負担金（医療機関の窓口で支払う医療費）を支払うことが困難な場合に、医療費の一部を減額・免除・徴収猶予する制度があります。

対象となる事由は、①震災、風水害、火災その他これに類する災害により死亡し、もしくは身体に障害のある者となり、または資産に重大な損害を受けたとき②干ばつ、冷害、凍霜等による農作物の不作、不漁その他これらに類する理由により収入が減少したとき③事業または業務の休廃止、失業等によりいちじるしく減少したとき④その他これに類する理由があったとき――で、対象者は、一部負担金の支払義務を負う世帯主となります。

免除になると医療機関での一部負担金の支払はありません。減額は、窓口支払額の2割～6割が減額されます。また減額対象の世帯主で、一部負担金猶予期間後に確実に納付できると町長が認める時には、徴収が猶予されます。

減免などを受ける場合、現在の収入状況や資産の状況などいくつかの適用条件、減免などの期間があります。また、国民健康保険税を納めることが困難な場合、申請により国民健康保険税が減免されることがありますので、住民課国保医療グループ（☎74-3002）まで連絡ください。

無料低額診療事業のご案内

無料低額診療事業とは、経済的理由により適切な医療を受けることができない方々に対し、無料または低額で診療を行う事業です。（社会福祉法第2条第3項第9号）

対象者は、低所得者などで経済的理由により診療費の支払いが困難な方で、診療費の自己負担分の10％以上または全額が減免されます。（ただし、医療機関によって異なります）。

町内でこの事業を実施している医療機関は、洞爺協会病院のみで、同制度の内容の詳細や申込みを希望される方は、直接、同病院地域医療課相談室（☎74-2775）に問合わせください。

また、医療費の公費負担制度の活用についてもご相談に応じています。

また、10月1日から12月31日までの間に今年はじめて国民年金保険料を納付された方については、来年の2月上旬に送付されます。

なお、ご家族の国民年金保険料を納付された場合も、ご本人の社会保険料控除に加えることができますので、ご家族あてに送られた控除証明書を添付のうえ申告してください。

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」についての照会は、控除証明書のはがきに表示されている年金事務所へ問合せください。

詳しくは、室蘭年金事務所（☎0143-50-1002）へ。

住民課戸籍年金係☎74-3002

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が発行されます

～年末調整・確定申告まで大切に保管を！～

国民年金保険料は、所得税及び住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象となります。その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料が対象です。

この社会保険料控除を受けるためには、支払ったことを証明する書類の添付が義務付けられています。

このため、平成22年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方については、「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が本年11月上旬に日本年金機構本部から送付されますので、年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書（又は領収書）を添付してください。

北海道に住んでいるアイヌの人々については、これまでも定期的に生活実態調査が行われてきましたが、道外では、一部を除いて行われたことがありません。そこで、住んでいる場所に左右されずに生活を営み、文化振興や伝承などを行えるよう全国的に必要な政策について検討するため、政府において「北海道外アイヌの生活実態調査」を実施することとしました。

現在、北海道内にお住まいのアイヌの方々に対し、調査にご協力をいただける、北海道外にお住まいのアイヌの親戚や知人のご紹介をお願いしています。ご紹介いただける方は、社団法人北海道アイヌ協会までご連絡をお願いいたします。

なお、この調査は無記名です。回答することで個人が特定されることはありません。この調査を今後のアイヌ政策の検討に役立てるため、多くの方々のご理解とご協力をお願いいたします。

社団法人　北海道アイヌ協会
☎011-221-0462